

ISSN 1880-0807

龍谷大学 国際社会文化研究所 紀要

第20号 2018年6月



Society and Culture

Journal of the Socio-Cultural
Research Institute, Ryukoku University

Vol.20 2018.6

I 共同研究

研究課題：バングラデシュ人出稼ぎ労働者を対象とした
国際労働移動に関する実証的研究

An Empirical Study on Bangladeshi Workers in Japan	…………… Akio SATO	7
	Masahiro TSUSHIMA	
	Iftekhar Uddin CHOWDHURY	

研究課題：平久保正男と日英基軍人の和解活動に関する総合的研究

日英元軍人による戦後和解活動 ——相互訪問と合同慰霊——	…………… 松居 竜五	21
---------------------------------	-------------	----

Reconciliation Revisited : A Discursive Approach	…………… Kyoko MURAKAMI	39
---	----------------------	----

研究課題：異言語資料に反映されたる漢語語音の諸相
—対音資料による漢語語音史研究—

“南京音”和“浙江音” ——“唐音”研究——	…………… 岩田 憲幸	51
---------------------------	-------------	----

研究課題：日英語の叙法構造分析

英語と日本語におけるモダリティ定義の対照研究	…………… 角岡 賢一	71
------------------------	-------------	----

自閉症スペクトラム障害者の発話における 交渉詞「ね」と「よ」の使用から検証する対人観	…………… 加藤 澄	85
---	------------	----

研究課題：幼少期の発達環境としての野外保育
—森のようちえんの実践と意義—

森のようちえんの保育環境創出と遊びの展開
—1 女児の2年間の継続観察を中心に— …………… 金子龍太郎 105
西澤 彩木

研究課題：アジア研究を基礎とした国際関係学の展開のための基礎研究

Being and Time in International Relations :
Success and failure of the Kyoto School philosophy …………… Kosuke SHIMIZU 123

Claiming “Chineseness” or Not? :
Understanding Taiwan’s Inconsistent Involvement
in China’s Maritime Disputes in East Asia …………… Ching-Chang CHEN 139

Ⅱ 個人研究

ナラティブの相互行為的談話分析 …………… 村田 和代 161

精神医学から反記号論哲学へ
—フェリックス・ガタリ研究のための覚え書き— …………… 村澤真保呂 173

I 共同研究

【研究課題】

バングラデシュ人出稼ぎ労働者を対象とした
国際労働移動に関する実証的研究

An Empirical Study on International Labor Migration of Bangladeshi Workers

【研究課題】

異言語資料に反映されたる漢語語音の諸相
—対音資料による漢語語音史研究—

The Aspects of the Chinese Speech Sounds Reflected
on Some Other Languages :

A Study of the Chinese Phonological History by Transcription's Data

【研究課題】

日英語の叙法構造分析

A Systemic Analysis of Mood Structures of Japanese and English

【研究課題】

幼少期の発達環境としての野外保育
－森のようちえんの実践と意義－

Study of Outdoor Childcare as a Developmental Environment of Childhood :
The Practice and Significance of Forest Kindergarten

Ⅱ 個人研究

『国際社会文化研究所紀要』執筆要領

(論文資料等の共通書式)

1. 『国際社会文化研究所紀要』に発表する「論文」「研究資料」「研究ノート」「書評」等(以下「論文資料等」という。)は、いずれも他に未発表のものに限る。
2. 「論文」は、原則として20,000字とする。
「研究資料」「研究ノート」は、原則として12,000字とする。
「書評」は、原則として6,000字とする。
3. 和文の論文資料等には、必ず英文タイトル・英文アブストラクトを添付するものとする。和文以外の論文資料等には、必ず英文・和文双方のタイトルとアブストラクトを添付するものとする。
4. 論文資料等は、ワープロ原稿とし、プリントアウトしたものと、電子媒体によるデータを添付することとする。また、別に定める表紙(様式4)の添付を必要とする。
5. 論文資料等の掲載内容は、タイトル、執筆者名、アブストラクト、本文とする。

(指定研究)

6. 指定研究プロジェクトは、
 - ①代表者は、研究期間中、毎年3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。
 - ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」(様式5)を提出すること。ただし、2017年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014年度又は2015年度に終了した研究プロジェクト及び2016年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
 - ③代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
 - ア. 研究期間3年目の「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
 - イ. 研究期間3年目の9月末までに「叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。
 - ④代表者・共同研究者は、研究期間2年目・3年目に、論文資料等を提出することができる。提出期限は毎年9月末までとする。

(共同研究)

7. 共同研究プロジェクトは、
 - ①代表者は、研究期間中、毎年3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。
 - ②代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」(様式5)を提出すること。ただし、2017年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014年度又は2015年度に終了した研究プロジェクト及び2016年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
 - ③代表者・共同研究者全員は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
 - ア. 研究期間最終年の「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。「提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
 - イ. 研究期間最終年の9月末までに「叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。

- ④研究期間2年の研究プロジェクトの代表者・共同研究者は、研究期間2年目に、論文資料等を提出することができる。提出期限は9月末までとする。

(個人研究)

8. 個人研究プロジェクトは、

- ①代表者は、研究期間中、3月末までに「研究経過報告書」(様式2)を提出すること。
②代表者は、研究期間終了後、翌年度の4月末までに「研究成果報告書」(様式5)を提出すること。ただし、2017年度以降に開始する研究プロジェクトに限る。なお、2014年度又は2015年度に終了した研究プロジェクト及び2016年度に実施の研究プロジェクトの代表者は任意で提出することができる。
③代表者は、研究期間終了後、翌年度の9月末までに、論文資料等を提出すること。ただし、この論文資料等は、次のいずれかに該当する場合は提出を免除する。
ア。「国際社会文化研究所研究プロジェクト申請書」(様式1)に、「叢書出版の希望有」と記載した場合。提出期限は各年度の「募集要項」で定める。
イ。研究期間の9月末までに「国際社会文化研究所叢書出版意思表明書」(様式3)を提出した場合。

(その他)

9. 指定研究・共同研究については、共同研究者以外の研究者が国際社会文化研究所運営会議(以下「運営会議」という。)の議を経て論文資料等の執筆に加わることができる。個人研究についても、同じく運営会議の議を経て他の研究者が論文資料等の執筆に加わることができる。
10. 論文資料等の掲載順序は運営会議で決定する。
11. 運営会議で掲載が不適切と判断した論文資料等は、掲載しないことがある。
12. 掲載論文資料等については、1件につき50部の抜刷を無償で提供する。50部を越える抜刷を希望する場合は、執筆者が超過分の実費を支払うこととする。
13. 掲載論文資料等の著作権は執筆者に帰属するが、本学及び国立情報学研究所等が論文資料等を電子化により公開することについては、複製権(注1)及び公衆送信権(注2)の行使を国際社会文化研究所に委託するものとする。但し、電子化による公開については、執筆者の許諾を得た上で行うものとする。
- 注1 複製権：著作物を有形的に複製することに関する権利
注2 公衆送信権：著作物を公衆向けに「送信」することに関する権利
14. 本要領に定めのない事項については、運営会議にて議する。
15. 本要領は2016(平成28)年4月26日から適用する。

以 上

附則 1998(平成10)年6月17日運営会議決定

附則 2003(平成15)年1月16日運営会議改正

附則 2006(平成18)年4月26日運営会議改正

附則 2009(平成21)年3月2日運営会議改正

附則 2010(平成22)年3月10日運営会議改正

附則 2016(平成28)年7月19日運営会議改正

国際社会文化研究所紀要 第20号

平成30年 6 月30日発行

編集・発行 龍谷大学国際社会文化研究所
所長 佐藤 彰男
〒520-2194 大津市瀬田大江町横谷 1-5
TEL 077-543-7742
印刷 協和印刷株式会社

